

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	中村 浩二
事業群名	高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実	事業群関係課(室)	福祉保健課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。							(取組項目)) パーキング・パーミット制度の普及) 福祉サービスの適切な利用の推進) 福祉的支援による再犯防止の推進			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平均工賃実績も年々増加しているが、現状の課題として、事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品開発や、新たな分野の開拓が必要。 などが挙げられる。 このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額		目標値	15,600円	16,300円	16,900円	17,500円	18,200円	18,200円(R2)	
	実績値		14,664円(H26)	15,919円	16,389円	16,759円	17,664円		進捗状況	
		(達成率)		102%	100%	99%	100%		順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率
				R元実績						R元目標	R元実績			
1	取組項目	福祉のまちづくり条例 施行事業費	H10-	3,948	3,948	3,986	身体障害者、高齢等により歩行が困難と認める者	長崎県福祉のまちづくりの推進のため、県と協定書を締結した身障者用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、本当に必要な方のための駐車スペースを確保する必要性から、県内共通のパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を交付する。		活動指標 身障者用駐車場利用証交付枚数(枚)	3,000	3,695	123%	
				1,083	1,083	3,977			3,120		4,111	132%		
				1,656	1,656	3,988			4,000					
		福祉保健課				根拠法令	長崎県福祉のまちづくり条例	成果指標 身障者用駐車場協力施設増加数(施設)	3	16	533%			
									3	1	33%			
									3					

2	取組項目	福祉サービスに関する苦情解決事業費	H12-	6,940	3,470	797	福祉サービス利用者、その家族等	社会福祉法人、民間社会福祉施設等の福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルについて、県社協運営適正化委員会において、必要な助言・相談を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	活動指標	苦情解決合議体の開催数(回)	6	6	100%	事業の成果 ・苦情・相談については、合議体の開催は目標を達成、受け付けた案件全てが解決には至っており、福祉サービスの適切な利用又は提供に繋がった。 (苦情相談受付件数) H26:74件 H29:59件 H27:65件 H30:50件 H28:80件 R元:34件 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・相談への適切な助言対応が、福祉サービスのよりよい利用や提供、又は円滑な就労に繋がることから、福祉的就労の効率化にも寄与するもの。
				6,966	3,483	795					6		100%	
				6,966	3,483	797					100	92	92%	
		福祉保健課	根拠法令	社会福祉法	成果指標	苦情解決率(%)	100	100	100%					
100														
3	取組項目	福祉サービス第三者評価推進事業費	H16-	679	547	3,986	福祉サービス事業者及び利用者	福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者が事業者を評価し、福祉サービスの質の向上を図った。	活動指標	評価調査者研修会開催数(福祉サービス)(回)	2	2	100%	事業の成果 ・評価調査者の研修を実施し評価者の質の向上に努めた。評価受審の事業所数は、受審が義務化されておらず費用負担もあるため横ばいではあるが、新規受審事業所数は増えていることから、継続した受審の周知も必要である。 【受審件数(新規受審件数)】 H25:17件(12件) H29:21件(11件) H26:22件(13件) H30:22件(18件) H27:28件(25件) R元:22件(17件) H28:14件(8件)
				555	429	3,977					2		100%	
				799	631	3,987					28	22	78%	
		福祉保健課	根拠法令	社会福祉法	成果指標	評価を受審した事業所数(福祉サービス)(件)	28	22	78%					
28														
4	取組項目	地域再犯防止推進事業費	H30-	6,762	0	1,594	罪を犯して起訴猶予等となった高齢者・障害者等	国の再犯防止推進計画を踏まえ、地域における罪を犯した者の実態把握及び再犯防止取組のモデル事業を実施した。	活動指標	支援要請があった者に対して対応した割合(%)	100	100	100%	事業の成果 ・活動指標、成果指標ともに目標は達成しており、モデル事業で取組んでいる「人口支援」に一定の効果が認められる。モデル事業の成果等を今後の再犯防止推進への取組に反映させていく。
				10,213	0	1,591					100		100%	
				5,640	0	1,595					0	0	100%	
		福祉保健課	根拠法令	再犯防止推進法	成果指標	支援者のうち、1年以内の再入所者数(人)	0	0	100%					
0														
5	取組項目	地域生活定着支援センター運営委託事業費	H21-	26,000	4,500	797	刑務所出所者等のうち福祉的支援を要する者	刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者について、出所後直ちに福祉サービス(介護サービス、障害者手帳の発給、年金受給等)を受けられるよう指導・援助を行った。	活動指標	支援要請があった者に対して対応した割合(%)	100	100	100%	事業の成果 ・支援対象者は障害や依存症、その他重層的な課題を抱えていることが多く、多機関による支援が必要であるが、対象者が支援を拒否した場合、支援継続が困難である。再入所した対象者も支援を中断してすぐに再犯が生じており、いかに支援を続けていくかが課題である。対象者が孤立することなく、抱えている様々な課題の一つでも解決し再犯を防ぐことができるよう、多機関による支援体制の構築等、再犯防止の推進に必要な取組を進めていく。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者に対する相談支援は、対象者の権利擁護に繋がるとともに、効率的な福祉的就労に寄与するもの。
				27,333	4,500	795					100		100%	
				30,333	4,500	798					0	0	100%	
		福祉保健課	根拠法令	地域生活定着促進事業実施要領 地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針	成果指標	支援者のうち、1年以内の再入所者数(人)	0	1	0%					
0														

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>パーキング・パーミット制度の普及</p>	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>県と協定書を締結した公共的施設の身障者用駐車場を利用できる方(身体障害、高齢、難病、知的障害等により歩行困難と認める者)を明らかにし、駐車スペースを確保するため、県内共通のパーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)を交付している。</p> <p>利用証の交付枚数は目標を達成しており、パーキング・パーミット制度は認知されているが、一部で身障者用駐車場の不適正利用により、必要な人が利用できない状況もある。</p> <p>令和元年度については、協力施設数の増が低調となった。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>適正利用の周知のための広報活動を引き続き行っていく必要がある。</p> <p>今後も制度の周知にあわせ、施設への協力依頼を行っていく必要がある。</p>
<p>福祉サービスの適切な利用の推進</p>	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>福祉サービスに関する苦情解決は県社会福祉協議会に設置した運営適正化委員会で実施しており、利用者等からの苦情や相談等に対して解決に向けての助言・指導を行うと共に、必要に応じて調査、あっせん等を行い、福祉サービスの適切な利用、並びに質の高い福祉サービスの拡充、提供を行った。</p> <p>近年、苦情や相談の件数が減少傾向であり、その原因が苦情等が減少しているのか、利用者等と事業者間で解決しているのか不明であり情報収集・分析していく必要がある。</p> <p>福祉サービス第三者評価については、保育所の受審は平成29年度から横ばいである。また、障害福祉サービス事業所においても、平成29年度の0件から平成30年度は6件と増加したものの、令和元年度は6件と横ばいである。全体的な受審率も増加減少することなく、低調に推移している。背景には、相当の受審費用と事務の手間がかかることも一因ではあるが、評価機関と課題を共有し、取り組みを検討していく必要がある。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>福祉サービスに対する苦情解決について、苦情相談の減少傾向を分析し、福祉サービスに係る苦情解決制度の利用者等への周知が不足している場合、周知に力をいれることが必要。</p> <p>通報があった苦情・相談には引き続き解決に向けての助言・指導を行うと共に、必要に応じて調査、あっせん等を行い、福祉サービスの適切な利用、並びに質の高い福祉サービスの拡充、提供を行っていく。</p> <p>福祉サービス第三者評価については、国や全国推進組織(全国社会福祉協議会)の評価基準の改正や事業の推進方法にも左右されるため、国の動向も確認しつつ、本県の現状と照らし合わせながら第三者評価の推進を図る。更なる事業の推進を図るためには、評価機関が抱える課題等も整理し、受審増加の対策を検討していく。</p>
<p>福祉的支援による再犯防止の推進</p>	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>罪を犯した高齢者・障害者等は、その背景に重層的な生活課題や心理的葛藤等を抱えている場合が少なくないため、立ち直りの支援にあたっては、対象者の意思を尊重しつつ、多岐にわたる課題に対して様々な機関が連携し、息の長い包括的な支援をしていく必要がある。しかし、対象者が支援を拒否した場合、支援継続が困難となり再犯のリスクも高くなるため、複数の機関が重層的に支援を行い、支援対象者が孤立しないような体制を構築していくことが必要である。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>地域生活定着支援センターのこれまでの活動により多機関連携が着実に進んではいるものの、一部の地域にとどまっているため、今後も県内各市町において同様の取組が行われるよう支援体制の構築を進めていく。また、地域再犯防止推進事業において高齢、障害者のある犯罪をした者、薬物依存のある犯罪をした者等に対する再犯防止の取組を行ってきたことから、本事業で明らかになった課題等を整理し、今後の再犯防止推進の取組に反映させていく。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	福祉のまちづくり条例 施行事業費			今後も事業者への指導等や適合証を交付した事業者をホームページに掲載するなど、引き続き施設のバリアフリー化の促進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりに寄与していく。 また、パーキングパーミット制度について、身障者用駐車場を利用できる方を明確にすることにより、身障者用駐車場の適正利用を図るものであるが、利用者及び協力施設のみに限らず、全県民が制度を理解することにより、利用者及び協力施設の拡大、制度の適正利用につながるため、今後も引き続き、制度理解への周知を行っていく。	改善
		福祉保健課				
2	取組項目 ii	福祉サービスに関する 苦情解決事業費			引き続き福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。	現状維持
		福祉保健課				
3	取組項目 ii	福祉サービス第三者 評価推進事業費			第三者評価が、福祉施設のサービス向上、利用者への適切な情報開示につながることから、保育所については、補助制度の積極的な利用を図り、保育所以外の福祉サービスについては、引き続き事業種別ごとの会議等で事業説明を行い、当該事業を実施することの意義の周知を図っていく。 また、第三者評価機関と協議をしながら、課題を抽出し、周知の方法や受審の増加に繋がる対策を検討していく。	改善
		福祉保健課				
4	取組項目	地域再犯防止推進事業費			今年度で国の委託事業である本モデル事業は終了するが、国の施策の動向を見据えつつ、本モデル事業で明らかになった課題を踏まえて、再犯防止の推進に向けた取組を行う。特に、モデル事業で取組を行ってきた、入口支援については、再犯防止の推進のため、引き続き実施することが適当である。 また、今年度、策定する長崎県再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に向けた取組の進捗管理、推進のため、長崎県再犯防止推進ネットワーク会議を立ち上げる。	拡充
		福祉保健課				
5	取組項目	地域生活定着支援センター運営委託事業費	国の補助事業に地域ネットワークづくりのための事業加算が創設されたため、事業メニューを追加し、拡充を行った。		本事業の実施にあたっては、より効果的な支援を行うため、また県内各市町で同じ支援が提供できるネットワークを構築するため、今年度、追加された加算事業に積極的に取り組み、事業の充実を図る。	現状維持
		福祉保健課				

注: 「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点